

山口県報

平成21年
3月3日
(火曜日)

目次

保安林指定施業要件の変更(森林整備課).....	一
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....	一
周東町久宗土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課).....	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....	二
公告	
土地改良区役員の届出(農村整備課).....	二
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(葉の内換地区)の換地処分(農村整備課).....	二
公共測量の実施の終了(監理課).....	三
小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....	三
山陽都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....	三
平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課).....	三
教委告示	
教科用図書採択地区の設定に関する告示の一部改正.....	五
選管告示	
政治団体の名称等.....	五
政治団体の異動事項.....	五
解散等に係る政治団体の名称等.....	八
資金管理団体の異動事項.....	八

山口県告示第八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成十一年農林水産省告示第百二号)及び保安林の指定に関する告示(平成十三年山口県告示第百八号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林水産部林政課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認められた。

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関成

和木加入区

山口県告示第八十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、周東町久宗土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土地区画整理組合の名称
周東町久宗土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
岩国市山手町二丁目六五番二二号
- 三 設立認可の年月日
平成八年六月十四日
- 四 変更の内容
事業施行期間を平成八年六月十四日から平成二十三年三月三十一日までとする。
- 五 変更認可の年月日
平成二十一年三月三日

山口県告示第八十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十七年山口県告示第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関 成

緑町(3)の②地区に関する部分一 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	彦 島 緑 町	五二四〇	一号
" "	" "	五三三九の一	二号
" "	" "	五三三八の一	三号
" "	" "	五三三八の一	四号
" "	" "	五三三八の一	五号
" "	" "	九三六	六号
" "	" "	五三三八の一	七号

" "	五三三八の一	八号
" "	五三七七	九号
" "	五三三六の一	十号
" "	五二五五の二	十一号
" "	五二五三の一	十二号
" "	九三九	十三号
" "	九三九	十四号
" "	五二五二の一	十五号
" "	五二五一	十六号
" "	五二五〇	十七号

(六六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関 成

退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所

周東高森土地改良区 監 事 山門 賢亮 岩国市周東町下久原一七四

(六七) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業（葉の内換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る葉の内換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の日
平成二十一年二月二十三日
- 二 換地処分の内容
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(葉の内換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(六八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
公共測量(基準点設置)
- 二 作業の地域
宇部市大字際波
- 三 作業の期間
平成二十年九月二十日から平成二十一年一月三十一日まで

(六九) 小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
小野田都市計画下水道山陽小野田市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(七〇) 山陽都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽都市計画下水道山陽小野田市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(七一) 平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第百二二号)第十三条の規定により、平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。
なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせ

平成二十一年三月三日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

区分	科目	日	時
二級建築士試験	学科	平成二十一年七月五日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで
	製図	平成二十一年九月十三日(日曜日)	午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士	学科	平成二十一年七月二十六日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで

試験	平成二十一年十月十一日(日曜日) 午前十一時三十分から午後四時まで
設 計 図 計	

- 二 試験の場所
 山口市秋穂二島一〇六一
 山口県セミナーパーク
- 三 試験の科目
- (一) 学科
 建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規
- (二) 設計製図
 受験資格
 建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。
- 五 受験申込書の受付期間、受付場所及び受付時間
- (一) 受付期間
 平成二十一年四月十三日(月曜日) から同月十七日(金曜日) まで(郵送の場合
 は、平成二十一年四月十七日までの消印のあるものは、有効とする。)
- (二) 受付場所
 山口市大手町三番八号
 山口県建築士会館会議室
- (三) 受付時間
 午前十時から午後四時まで
- 六 受験申込書の提出方法
 受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り郵送でもよい。この場合においては、勤務先の証明書又は住民票を添付すること。
- 七 郵送の場合は、必ず書留速達とし、封筒の表に「二級建築士試験」又は「木造建築士試験」と朱書して、山口県建築士会あてに送付すること。
- 七 インターネットを利用する方法による受験の申込み
- (一) 平成十六年以降の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているもの限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。
- (二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十一年四月一日(水曜日) 午前十時から同月七日(火曜日) 午後四時まで

八 合格者の発表

- (一) 学科試験合格者
- 1 二級建築士試験
 平成二十一年八月二十五日(火曜日)ころ
 - 2 木造建築士試験
 平成二十一年九月八日(火曜日)ころ
- (二) 最終合格者
 平成二十一年十二月三日(木曜日)ころ
- 九 その他
- (一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十一年四月六日(月曜日)から同月十七日(金曜日)まで次の場所において行う。

配 布 場 所	所 在 地
社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
社団法人山口県建築士会岩国支部	山口県建築士会館内
社団法人山口県建築士会防府支部	岩国市尾津町一丁目六番三四号 株式会社吉村設計事務所内
下関市都市整備部建築指導課	防府市大字新田二〇三三の一 三田尻中関港湾福祉センター二階
宇部市土木建築部建築指導課	下関市南部町一番一号
萩市土木建築部建築課	宇部市常盤町一丁目七番一号
下松市建設部住宅建築課	萩市大字江向五一〇
光市建設部建築住宅課	下松市大手町三丁目三番三三三
長門市建設部都市建設課	光市中央六丁目一番一号
柳井市建設部土木建築課	長門市東深川一三三九の二
周南市都市開発部建築指導課	柳井市南町一丁目一〇番三三
山陽小野田市建設部建築住宅課	周南市岐山通一丁目一 山陽小野田市日の出一丁目一番一号

- (二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一五号財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二二四五一八〇五五)にすること。
- (三) 設計製図の課題は、平成二十一年六月十日(水曜日)ころから財団法人建築技術

教育普及センター各支部及び社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。



山口県教育委員会告示第二号

教科用図書採択地区の設定に関する告示（昭和三十九年山口県教育委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三日

山口県教育委員会

「玖珂地区」を「市国地区」に、
「厚狭地区」を「宇部市、山陽小野田市」を
「宇部地区」を「宇部市」
「山陽小野田地区」を「山陽小野田市」に改める。



山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年三月三日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届出年月日)
南野京右後援会	松本 政治	山崎 信彰	長門市仙崎1833		平成20、19
山下竜也後援会	兼重 元	宮崎 祐吉	山口市平井1492の10		" " 18

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項	届出(届出年月日)
				氏名	公職の種類		
たかむらたを育てる会	原田 知一	部谷 翔大	防府市天神1丁目6番7号	高思 勉	衆議院議員	政治資金規正法第19条第7号に規定する関係	平成20、1

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年三月三日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(届出年月日)
		新	旧	
自由民主党熊毛支部	会計責任者	上田 悟	山田 武朗	平成20、24
自由民主党山口県第一選挙区支部	代表者である公職の係る公職の種類	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る関係政治団体に 衆議院議員	国会議員関係以外の政治団体	" " 26
自由民主党山口県第三選挙区支部	代表者である公職の係る公職の種類	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る関係政治団体に 衆議院議員	国会議員関係以外の政治団体	" " 24

自由民主党山口県第二選挙区支部	代表者である公職に係る補公職の種類	衆議院議員	国会議員関係の政治団体以外	" "	17
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第1号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		
自由民主党山口県第四選挙区支部	代表者である公職に係る補公職の種類	衆議院議員	国会議員関係の政治団体以外	" "	12
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第1号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		
自由民主党山口支部	代表者である公職に係る補公職の種類	武田 寿生	山口市旭通19番2丁目9番19号	" "	1
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第1号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		
民主党山口県第4区総支部	代表者である公職に係る補公職の種類	衆議院議員	国会議員関係の政治団体以外	" "	"
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第2号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		
安倍晋三後援会	公職の候補者又は公職に候補者として推薦される公職の種類	安倍 晋三	衆議院議員	" "	12
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第2号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		
石田修一後援会	代表者である公職に係る補公職の種類	川向 実	加藤 武雄	" "	10
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第2号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		

河村建夫小野田後援会	公職の候補者又は公職に候補者として推薦される公職の種類	衆議院議員	国会議員関係の政治団体以外	" "	24
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第2号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		
河村建夫小野田後援会	公職の候補者又は公職に候補者として推薦される公職の種類	河村 建夫	衆議院議員	" "	"
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第2号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		
河村建夫後援会	公職の候補者又は公職に候補者として推薦される公職の種類	河村 建夫	衆議院議員	" "	"
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第2号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		
河村建夫後援会	代表者である公職に係る補公職の種類	三井 康司	木村 周作	" "	"
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第2号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		
河村建夫後援会	代表者である公職に係る補公職の種類	美称市伊佐町伊佐48233の1	美称市伊佐町伊佐46111の1	" "	"
	国会議員関係の政治区分	政治資金規正法第19条第2号議院に属する政治団体	国会議員関係の政治団体以外		

河村建夫美祢市後援会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	"
	公職の氏名	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	"
河村たけおを支える会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	"
	公職の氏名	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	"
建政同志会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	河内 賀寿	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	3
	公職の氏名	河内 賀寿	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	3
江野会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	下関市萩野町1丁目18番43号	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	1
	公職の氏名	下関市萩野町1丁目18番43号	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	1
河内よしひさ後援会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	河内 賀寿	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	3
	公職の氏名	河内 賀寿	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	3

高村正彦後援会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	高村 正彦	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	26
	公職の氏名	高村 正彦	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	26
市民連合下関	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	下関市萩野町1丁目18番43号	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	1
	公職の氏名	下関市萩野町1丁目18番43号	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	1
政経問題研究会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	24
	公職の氏名	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	24
青山会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	17
	公職の氏名	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	17
たけお会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	24
	公職の氏名	河村 建夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	24
徳倉照夫後援会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	徳倉 照夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	25
	公職の氏名	徳倉 照夫	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	25
福田良彦後援会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	福田 浩二	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	16
	公職の氏名	福田 浩二	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	16
山口政経研究会	公職の候補者 推薦又は公職に係る公職の種類	安倍 晋三	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	12
	公職の氏名	安倍 晋三	衆議院議員	国会議員関係以外 の政治団体	"	12

山本繁太郎後援会	公職の候補者の氏名	山本繁太郎	衆議院議員		" " 17
	公職の候補者又は公職に就く者との関係の種類	衆議院議員			
	公職の候補者の氏名	山本繁太郎	衆議院議員		
	公職の候補者又は公職に就く者との関係の種類	衆議院議員			

山口県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた資金管理団体の名称並びに次のとおりである。

平成二十一年三月三日

山口県選挙管理委員会 選挙課

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
宇部清建会	伊東 信行	柴崎 正勝	宇部市昭和町4丁目11番66号	平成20、9、25
大村たかはる後援会	山本 茂樹	大村 崇治	防府市新橋町4番50号	" 11、30
建青会	三好 一敏	田坂 泰潤	萩市大字今古萩町35	" 9、25
建隆会	秋山 智洋	岸田 憲郎	宇部市昭和町4丁目526の1	" " "
武波博行後援会	西村 繁	河村 哲夫	" 大字船木340の1	" 12、22
二井せきなり岩国後援会	西村 栄時	片山 勉	岩国市川西2丁目7番62号	" " 18
二井せきなり楠後援会	武波 博行	重枝 尚治	宇部市大字船木340の1	" " 15

二井せきなり萩後援会	都志見久令男	田坂 泰潤	萩市大字今古萩町35	" " 22
二井せきなり美祿後援会	牛尾 一	清水 邦彦	美祿市伊佐町伊佐4546	" " 18
二井せきなり由宇後援会	由木 隆二	堂原 忠	岩国市由宇町港2丁目11番13号	" " 17
吉田芳春後援会	吉田 雅彦	吉田八重子	大島郡周防大島町大字久賀6972	" " 15

山口県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年三月三日

山口県選挙管理委員会 選挙課

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備出年月日
				新	旧	
江島 潔	下関市長	江翔会	事務所	下関市橋野町1丁目18番13号	下関市豊船町3丁目16番17号	平成20、12、1
高邑 勉	衆議院議員	青山会	名称	青山会	たかむら勉強会	" " 17
戸倉多香子	"	たかこの会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	" " 1